

ペットは責任を持って 飼いましょう！

～ルールとマナーを守り、快適に過ごせる環境に～

【お問い合わせ】

住民課環境交通G



犬や猫の飼い方に対する苦情が多く寄せられています。次のことに十分注意しましょう。

犬の飼い主のルールとマナー

■犬の放し飼い禁止

犬の放し飼いは、人に危害を加えたり、交通事故に遭う危険が高くなります。

飼い主は、けい留する（犬をつなぐ）義務があります。通行する人に接触しないよう長さが2m以内の鎖等でつないでおきましょう。

■散歩の時のマナー

犬が好きな人はたくさんいますが、苦手な人もたくさんいます。

とっさの時に飼い主がしつかりと犬を制御できるように、犬に2m以内のリードをつけて散歩をさせましょう。

■フンの始末は飼い主の責任です

本来、犬の散歩は運動のためのもので、家の前や公



共の場を糞尿で汚されて迷惑されている方からの苦情が増えています。

・散歩の前に糞尿を済ませてから出かける習慣をつけましょう。

・散歩時はフン入れ（袋等）を持ち歩き、責任を持って持ち帰り処分する。

・飼育場所も常に清潔にし、悪臭やハエなどを発生させないよう注意しましょう。

■飼っている犬が行方不明になつたら

自分で考えられる場所（散歩のコースなど）を探してください。

近所の方や犬を散歩している方に聞くのも有効です。

個人で保護している方などから役場や警察に連絡がくる場合もありますので、お問い合わせください。

○住民課環境交通G

○栗山警察署（☎01237250110）

○南幌駐在所（☎3782610）

※犬が保護されていても、飼い主からの連絡がない場合や登録時に交付された「鑑札」が付いていない場合、野犬とみなされ処分されることがありますのでご注意ください。（役場・警察での保護期間は告

示後2日間となります）

■やむを得ず飼えなくなつた場合

飼い主の責任として新たな飼い主を探しましょう。

どうしても見つからない場合は、安易に捨てたりせず直下記にお問い合わせください。

○空知総合振興局保健環境部
環境生活課（☎01262050045）

猫の飼い主のルールとマナー

■猫は家の中で飼いましょう

猫を自由に外出させることで、公園や近所の庭や畑に糞尿をばらまくなどの行為により近所とのトラブルや道路で車にひかれるなどの例が後をたちません。

猫は室内で飼い、外には出さないよう心がけましょう。

■不妊手術を考えてみましょう

不妊手術は生殖器特有の病気の予防や、尿マーキング・発情期特有の鳴き声を抑える効果があります。

子猫が生まれてとまどう前に、不妊手術を考えてみましょう。

■野良猫にえさを与える前に

安易な気持ちでえさを与えた結果、野良猫をどんどん増やしてしまうということになり、周りの方に迷惑をかけてしまうことにつながりかねません。

野良猫にえさを与えることは、飼い主と同じ責任を負うこととなります。

あなた自身が責任をもって一生世話ができるか、えさを与える前にもう一度よく考えてみてください。

ペットが亡くなった時は

飼っていたペットが死亡した時は、飼い主が責任を持って供養してあげましょう。

火葬する際には、直接下記へご相談下さい。

○南空知葬斎組合 伏古斎苑（☎01237881390）

※犬については、役場住民課環境交通Gまで「犬の死亡届」を提出して下さい。

ペットは家族の一員です。最後まで愛情と責任をもって適正に飼いましょう。



動物の皮膚の健康について

なんぼろ動物病院 獣医師
魚住 大介



ご家庭で動物を飼育されている方は、毎日ごはんをあげたり、いろいろなお世話をされていますね。

そのなかで、ブラッシングをしたりシャンプーをするのも大切なケアのひとつです。

動物の身体のなかで、体の表面を覆う「皮膚」という組織は、なんと全体重の20%を占めています。そして、皮膚は外界から体を守る大切なバリア機能を持っています。

ブラッシングやシャンプーをしてあげること、皮膚の異常に気付くことがあります。

それは、健康状態を反映していることもあるのです。毛づやが良く、汚れない皮膚

は健康の証ですし、何らかの異常があった場合、病気が隠れていることもあります。

動物の皮膚病としては、感染症、アレルギー、内分泌疾患、代謝性疾患、腫瘍性疾患など、多岐にわたります。

イヌやネコは、必要とする栄養のバランスが人間と大きく違ってきます。そして体の大きさや毛質もまちまちなので、それぞれの特徴に合わせて

た食生活やシャンプーが必要です。また、成長期、壮年期、高齢期と、それぞれのライフステージに合わせた変化も必要です。

健康な生活を維持するため、ご家庭でのこまやかなチェックをお勧めします。

平成26年度狂犬病予防注射と巡回畜犬登録の日程

狂犬病予防注射

■飼い主は毎年1回(4~6月)飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。都合のよい日時、会場をご利用ください。

※畜犬登録済みの方は、個人宛に通知書を郵送しますので会場へご持参ください。

●料金 1頭につき3,260円(内訳:注射代2,560円、注射済票交付手数料700円)

※期間内に受けられない場合は、町内の下記2カ所で受けることができます。

■町内の動物病院でも通年受けることができます。

◎なんぼろ動物病院 栄町2丁目1-18 (☎378~5828)

◎J. YUKI診察舎 南12線西14番地 (☎378~0789)

※獣医師が発行する注射済証明書住民課窓口へ提出し、注射済票の交付手続きを行ってください。

■予防注射の日程

日時	場所	実施時間
5月7日(水)	なんぼろ動物病院	9時~11時
5月11日(日)	役場駐車場	9時~11時
5月14日(水)	なんぼろ動物病院	9時~11時
5月17日(土)	役場駐車場	13時~15時
5月18日(日)	役場駐車場	9時~11時
5月21日(水)	なんぼろ動物病院	9時~11時
5月25日(日)	夕張太ふれあい館	9時~11時

日時	場所	実施時間
6月4日(水)	川向会館	9時~9時30分
	三重レークハウス	9時45分~10時30分
	中樹林福祉の家	10時45分~11時15分
	鶴城寿の家	13時15分~13時45分
	西幌会館	14時~14時30分
	夕張太西会館	14時45分~15時15分
6月11日(水)	晩翠集落センター	15時30分~16時
	なんぼろ動物病院	9時~11時

■お問い合わせ: 住民課環境交通G